

## 第2章

### スリランカの民族紛争とインド・スリランカ関係

#### はじめに

スリランカ北・東部では、政府軍とタミル・イーラム解放の虎<sup>(1)</sup> (Liberation Tigers of Tamil Eelam: LTTE, スリランカ北・東部の分離独立を目指すタミル人ミリタントグループ)との戦闘状態が、断続的な停戦状態を挟みつつも、ここ約10年来継続している。本戦闘は、大きくは、スリランカで独立後展開してきたシンハラ・タミル両民族間の対立という文脈のなかで捉えることができる問題である。

さて、スリランカからポーク海峡を挟んでわずかに約20マイルの距離にある南インドのタミル・ナードゥ州には、スリランカに住むタミル人と同じ民族のタミル人が約6000万人おり、したがって、スリランカ国内ではシンハラ人は多数派であるものの、南インドとスリランカを含めた地域全体でみた場合には、少数のシンハラ人が多数のタミル人に囲まれる形になっている。タミル・ナードゥ州民は、スリランカのタミル人に対して同じタミル語を話す仲間として親近感を抱いており、彼らが苦境に陥ると概ね彼らを擁護する立場を取ってきた。そしてタミル・ナードゥ州政府は、そうした州民の感情をうけて、スリランカのタミル人問題に介入したことがあった。またスリランカのタミル人も、タミル・ナードゥ州政治の影響を少なからず受けてきた。他方、インド中央政府も、その政権の安定を図るためにタミル・ナードゥ州民の心情を考慮しなければならないとの事情、南アジアにおける指導的な地

位を維持したいとの思惑などから、スリランカの民族問題に介入したことがあった。

ところで、両民族間の対立に関する研究は、これまでスリランカの国内事情に考察の範囲が限定されているものが多かった。しかし、前段に述べたように、タミル・ナードゥ州およびインド中央政府はスリランカのタミル民族の運動に少なからぬ影響を与えており、タミル・ナードゥ州およびインド中央政府の要素を抜きにして同運動の展開を語ることは不可能である。本章はこの点に鑑み、特に、スリランカのタミル民族の運動とタミル・ナードゥ州およびインド中央政府との関係に焦点を当てながら、その運動の特徴を探り、今後の見通しを考察しようとするものである。

## 第1節 スリランカにおける民族、政党、グループ

まず最初に、スリランカの民族紛争を理解するための前提として、今日のスリランカにおける民族、政党、グループの概要を整理することにしたい。

スリランカの1993年現在における人口は約1700万人である。最大勢力はシンハラ人（民族）であり、全人口の74.0%<sup>(2)</sup>を占めている。シンハラ人は、その多くは仏教徒であり、また、アーリヤ系民族をもって自認している。シンハラ人は、大きくは、キャンディーを中心とする高地シンハラと南西の海岸部を中心とする低地シンハラとに分かれるが、現在のシンハラ・タミル民族間問題を考える際には、区別する必要はない。シンハラ人の主要政党は、統一国民党<sup>(3)</sup>（United National Party: UNP）とスリランカ自由党<sup>(4)</sup>（Sri Lanka Freedom Party: SLFP）である。UNPは、SLFPと比較した場合、政治的にはリベラルな考え方、経済政策の面では自由主義を推進してきた。他方、SLFPは、政治的にはシンハラ民族主義、経済政策の面では社会主義的な路線を標榜してきたが、今日ではソ連邦崩壊の影響などを受け経済政策にも変化がみられる。

次にタミル人（民族）であるが、大きくは、スリランカ・タミルとインド・タミルに分かれる。タミル人は、ドラヴィダ系民族に属し、その多くはヒンドゥー教徒である。スリランカ・タミルは、紀元前よりスリランカの北部および東部に住んでいるタミル人であり、高カーストのヴェッラーラが多いのに対し、インド・タミルは、イギリスの植民地時代、特に19世紀に紅茶のプランテーション労働者として、イギリスにより南インドから連れて来られ、主に中央高地に住んでいるタミル人であり、比較的低カーストの者が多い。スリランカ・タミルはスリランカ全人口の12.6%，インド・タミルは全人口の5.6%を占めている<sup>(5)</sup>。民族間問題を考える際には両者を分けて考えなければならない。シンハラ・タミル民族間の対立において現在問題となっているのは、スリランカ・タミルである。

スリランカ・タミルは、民主主義路線に則ってタミル人の要求を実現していくこうとする政党、グループと、武力によってスリランカ北・東部の分離独立を目指そうとするLTTEに分けて考えることができる。前者に属するのは、タミル統一解放戦線<sup>(6)</sup> (Tamil United Liberation Front: TULF)，全セイロン・タミル会議<sup>(7)</sup> (All Ceylon Tamil Congress: ACTC)，タミル・イーラム人民解放機構<sup>(8)</sup> (People's Liberation Organization of Tamil Eelam: PLOTE)，タミル・イーラム解放機構<sup>(9)</sup> (Tamil Eelam Liberation Organization: TELO)，イーラム人民革命解放戦線<sup>(10)</sup> (Eelam People's Revolutionary Liberation Front: EPRLF)，イーラム国民民主解放戦線<sup>(11)</sup> (Eelam National Democratic Liberation Front: ENDLF)，エーラヴァール民主戦線<sup>(12)</sup> (Eelavar Democratic Front: EDF) であり、これらは、「民主タミルグループ」と呼ばれている。TULFは、1976年にタミル統一戦線 (TUF) が改組して成立した政党であり、当初、スリランカ北・東部の分離独立を掲げて大きな支持を得ていたが、80年代に入り勢力を急速に伸ばしてきたLTTEなどのタミル人ミリタントグループによって、次第にその活動は阻害されるようになった。ACTCは、独立前の44年に結成された政党で、当初その指導者G・G・ポンナンバラムが、国會議員はシンハラ・タミルが50対50で選出されるべきであると主張したことであ

きな支持を得たが、後にG・G・ポンナンバラムはUNPの閣僚ポストと引き替えにこの主張を引っ込めたことがタミル人の不評を買い、49年に成立した連邦党にその支持を奪われることになった。PLOTE以下EDFまでのグループはもともとはLTTEと同じようなミリタントグループであったが、LTTEとの抗争に破れた後は、TULF、ACTCと同じように民主主義路線に則ってタミル人の要求を実現していく方針に切り替えており、今日では政党組織ももっている。

他方、インド・タミルは、セイロン労働者会議<sup>(13)</sup>(Ceylon Workers Congress: CWC)という政党のもとにほぼまとまっている。CWCは、1950年にトンダマンによって作られ、今日までトンダマンがその党首である。CWCは、70年代半ばまではスリランカ・タミルのグループと共同歩調をとっていたが、TULFがその目的は北・東部のスリランカからの分離独立であるとしたことに反対し、78年以降は、政権に協力している。現在、インド・タミルは、スリランカ・タミルによる運動とは完全に一線を画している。

第3の勢力はムスリムである。ムスリムは、東部のアンパーライ県に集住しているほか、全スリランカに散らばっている。ムスリムはスリランカ全人口の7.4%<sup>(14)</sup>を占めている。東部のムスリムを基盤としている政党がスリランカ・ムスリム会議<sup>(15)</sup> (Sri Lanka Muslim Congress: SLMC) である。現在、民族問題解決案作成に際し問題となっているのは北・東部をどう扱うかという問題であり、東部において人口の3分の1を占めるムスリムを支持基盤とするSLMCの動向、見解は無視できないものになっている。SLMC以外のムスリムの考え方、ムスリムは民族政党を作る必要はなく、少数派である立場を踏まえ、UNPあるいはその他の政党のなかから立候補者を立てそのなかでスリランカの2大勢力であるシンハラ人、タミル人どちらからも恨まれることのないように、そして彼らと共に存するようにやっていくべきであるというものである。彼らは、もし民族政党があるとムスリムに固有な問題の解決はそのなかで行えばよいとシンハラ人やタミル人に判断され、両コミュニティーから見放されてしまうことを恐れている。なお、ムスリムのなかには、

マレー語を話すマレーも若干含まれるが政治的力はほとんどない。

スリランカにおける民族問題を考えるには、シンハラ人、タミル人、ムスリムの以上三つのコミュニティーが重要であり、バーガー<sup>(16)</sup>やヴェッダ<sup>(17)</sup>などそれ以外のコミュニティーは、本問題にほとんど影響をもたないため、ここでは触れない。

## 第2節 1949～82年のタミル民族運動

スリランカのタミル人が、民族運動を展開する端緒となったのは、1949年の連邦党<sup>(18)</sup> (Federal Party: FP) の成立にある。

独立前年の1947年8月15日に選挙が行われた際、インド・タミル人は、セイロン・インド会議（インド・タミル人の政党）に投票し、同政党は8議席をもったが、独立後、政府はそれを快しとせず、49年にインド・パキスタン市民権法を作った。これは、インド・タミル人に関しては父方の曾祖父の代からセイロン（スリランカの72年までの呼称）にいたことを証明できなければ市民権を認めないとというものであったが、一般のインド・タミル人は証明できる資料など持ち合わせておらず、大部分のインド・タミル人は市民権を拒否されることになり、その結果、インド・タミル人の勢力も弱められた。このとき、与党UNP寄りのセイロン・タミル会議（北・東部のタミル人を中心とする政党）はインド・パキスタン市民権法成立に反対しなかった。そのようなセイロン・タミル会議の姿勢に反対するタミル人勢力は、49年、同政党から分かれFPを結成した。FPは、50年代、特に56年のシンハラ語公用語化法案成立以降タミル人大衆の広い支持を得るようになり、タミル民族政党の性格を帯びるようになった。

さて、FP成立時期に先立つ5年前の1944年英領マドラス管区のタミル地域では、E・V・ラーマスワーミ・ナライッカルの指導のもとに、ドラヴィダ連盟<sup>(19)</sup> (Dravida Kazhagam: DK) が誕生した。ラーマスワーミ・ナライッカ

ルは、タミル地域においてわずかに数パーセントしか存在しないバラモンによる社会・経済的優位に反感を示した。彼は、バラモンによる支配を北インドのアーリヤ人による支配と捉え、非アーリヤすなわちドラヴィダを強調することで、タミル民族意識を昂揚させた。DKの運動はドラヴィダ人国家(=ドラヴィダスター)の分離独立を目指したが、この運動はDKより派生したドラヴィダ進歩連盟<sup>(20)</sup> (Dravida Munnetra Kazhagam: DMK) (49年成立) に受け継がれることになった。DMKとほぼ時期を同じくして成立したFPは、DMKの運動の影響を受け、51年の第1回大会において、以下のように宣言した。

「セイロンのタミル人はあらゆる点においてシンハラ人とは区別される民族である。第1は、この国においてシンハラ人のそれと同じくらい古くて栄光のある歴史を有している点である。第2は、シンハラ人とは全く異なる言語を話す点である。第3は、この国の3分の1以上を占める特定の地域に居住している点である。」<sup>(21)</sup>

さらに、5年後の1956年、SLFPのS・W・R・D・バンダーラナーヤカ政権(56~59年)のもとで、シンハラ語だけを公用語にする法律が制定されると、連邦党はその年の大会で、以下の決議を採択した。

- (1) 一つまたはそれ以上のタミル言語州の創設。セイロンの統一、治安を脅かさない範囲で、自治権を享受する。
- (2) タミル語をシンハラ語と同じように公用語と認める。
- (3) セイロンに居住しているならば市民権が与えられる。
- (4) タミル語が話される地域へのシンハラ人による入植をやめる<sup>(22)</sup>。

FPは、以後、シンハラ語公用語化法案に反対して、スリランカ(セイロン)北・東部で、サティヤーグラハ(非暴力による市民的不服従運動)を起こし、また独自の切手を発行したり、郵便制度を設けたりした。これに対し、シリマーヴォ・バンダーラナーヤカ(1959年に暗殺されたS・W・R・D・バンダーラナーヤカの夫人)政権(60~65年)は非常事態宣言を発令し、FP指導者を、合法的に設立された政府を分離国家を目指す運動により脅かそうとしたとの理由で

逮捕した。しかし、FPは1960年の選挙綱領で、分離タミル国家はセイロンの人々の利害に反するとしており、この段階ではまだ独立という急進的な考え方は現れていなかった（なお、FPは、シンハラ語公用語化法案反対の運動を機にタミル人の間で急速に勢力を伸ばし、タミル統一戦線<sup>(23)</sup>〈Tamil United Front: TUF〉の結成される72年まで、北・東部におけるタミル人を代表する勢力として北・東部では最も多くの議席を獲得した）<sup>(24)</sup>。

他方、シンハラ人は、DMKの運動に脅威を覚えるようになった。なぜならば、シンハラ人は、スリランカ（セイロン）でこそ多数派であるが、南インド・スリランカ地域という視点でみた場合、圧倒的多数であるタミル人に囲まれた少数派になってしまいうといふ恐怖を感じたからである。スリランカ（セイロン）の人口の約4分の3を占めるシンハラ人のこうした意識は、セイロン政府に影響を与えた。1962年、セイロン政府はインド・タミル人の紅茶プランテーション労働者の間に発生したセイロンDMKという組織を禁止した。65年マド拉斯で反ヒンディー語運動（北インドの主要言語であるヒンディー語をインドの公用語にしようとの動きに反対する運動）が起きると、FP指導者チエルヴァナーヤカムは、DMKの運動とセイロンの抵抗運動との連帯を表明したが、同年シリマーヴォ・パンダーラナーヤカ首相は、DMKの目的は、インド、セイロン、マラヤよりなる独立タミル国家を設立することにある、DMKとFPの指導者との間には密接なリンクがある、との声明を出した（なお、63年にインド議会は憲法の改正を行って、国会議員および州議会議員は、その職務を開始するに先立って、インドの主権、統一を支持する旨の宣誓を行わねばならないよう措置を講じた結果、DMKは分離主義を公にすることはなくなった）。

さて、1970年に成立したSLFPのシリマーヴォ・パンダーラナーヤカ政権（60～65年に続き2度目）は、72年に憲法を制定したが、そこでは、シンハラ語のみが公用語とされ、憲法制定にあたってタミル人政党の出していた要求が何一つ容れられなかつたことから、次に示す新しい動きが現れはじめた。

まず、1972年5月には、FP、ACTC、CWCの大合同が成立してTUFができる。TUFは、その後、76年5月、TUFからTULFへ改組された大会で、タ

ミル・イーラム国樹立（＝スリランカ北・東部の分離独立）を要求した。また政党再編成の動きとは別に、70年代に入ってからは、政府に対する有効な反対運動を展開しえない既成のタミル政党への幻滅、シンハラ人過激派である人民解放戦線<sup>(25)</sup>（Janatha Vimukthi Peramuna: JVP）の武力闘争の影響などもあり、政府と武力で対決し、分離独立を目指すタミル人の過激派（ミリタントグループ）も現れはじめた。72年にTamil New Tigerとして発足し、76年に改名したLTTEもその一つであった。やがて80年代に入ると、与党と妥協し日和見化したTULF指導部に対する失望から、ミリタントグループが若者を中心に急速に支持を集めようになり、議会政党に取って代わり、タミル民族運動を担うようになった<sup>(26)</sup>。

なお、LTTEをはじめとするミリタントグループの誕生において注目しなければならないのは、FPを主導していたカーストが、最上層カーストのヴェッラーラ中心であったのに対し、ミリタントグループにおいてはヴェッラーラのみならず、カライヤールなどヴェッラーラ以外のカースト集団も主導的な役割を果たした点である。例えば、プラバーカラン、キットゥ、マハッタヤ、バーラシンハムなどのLTTE指導者はカライヤールに属している。ミリタントグループの興隆は、一面では、ヴェッラーラによる政治支配を好まない、ヴェッラーラ以外のカーストによる地位向上運動の文脈のなかで捉えることもできるのである。

反高位カースト運動が本格化したのは、1960年代後半である。その結果例えれば寺院に関していえば、69年頃までにそれまで低位カーストの者には入場が許されていなかった寺院の多くが、すべてのカーストの者に開かれるようになった。60年代後半の反高位カースト運動では、少なくとも20人（すべて下層カーストの者）が死亡した。またこの時期、手榴弾、火炎瓶、散弾銃などがジャフナ半島において初めて使用された。すなわち、60年代後半の時期は、下層カーストが政治的に大いに覚醒し、戦闘化した時期であった。FPに関していえば、同党の指導部が反高位カースト運動にはあまり関心を示さなかつたのに対し、その態度をよしとしないFPの若い活動家のなかには反高位カ-

スト運動に加わった者がおり、特にシヴァクマランは、青酸カリを飲んで自殺した最初のミリタントとして有名であった。チエランが、その未発表の論稿「スリランカのタミルミリタント研究」のなかで、反高位カースト運動によって引き起こされた戦闘性が70年代以降のタミル民族運動に引き継がれた点に非常に注目しているように<sup>(27)</sup>、70年代のタミル民族運動のヴェッラーラ以外のカーストへの広まりの契機、ミリタント化の契機は、以上のような反高位カースト運動にもあったといえよう。なお、70年代後半以降になり、ミリタントグループが実質上北・東部の支配権を確立していくなかで、カースト問題はもはや重要なものではなくなつたが、そのことはカースト間の対立問題がなくなったことを意味してはいない。北・東部の社会を支配するカーストの構成に表面的変化がもたらされただけであり、そこでは古いシステムに代わる新たな抑圧のシステムが作り出されたのであった。ちなみに、ミリタントグループの誕生と反高位カースト運動との関係については、別稿<sup>(28)</sup>で詳しく論じているのでそれを参照していただきたい。

### 第3節 1983～88年のタミル民族運動

1970年代までは、以上みてきたように、スリランカのFPがタミル・ナードゥ州のDMKの運動に影響を受けるなどることはあっても、その逆、すなわち、タミル・ナードゥ州政治がスリランカ北・東部の政治の動きに影響を受けることはあまりなかったといってよいであろう。しかし、80年代に入り、タミル人とシンハラ人の対立が激化し、多数のタミル人が殺害され、さらにそれにつれスリランカのタミル人ミリタントグループの力が強大化してくると、タミル・ナードゥ州では、これを自らの政治的思惑のために利用する動きが目立つようになった。

1983年7月シンハラ・タミル民族間の大暴動が起き、多数のタミル人がシンハラ人に殺されると、タミル・ナードゥ州内では、同胞のタミル人を救う

べきだという声が熱狂的なまでに高まった。州内の2大政党DMKと全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟<sup>(29)</sup> (All-India Anna Dravida Munnetra Kazhagam: AIADMK, 72年DMKから派生してできた政党)の双方とも政党のイメージアップのためのよい機会とみて、これを利用した。7月28日AIADMKのラーマチャンドラン州政府首相は、マドラスで全政党会議を招集してスリランカでのタミル人殺害を非難し、また、ニューデリーに代表を派遣してインドの介入を求めるることを決定した。一方、10月25日、野党のDMKは、国民会議派のカーマラージの協力を得て、タミル・ナードゥ州議会で、スリランカに対するインド軍の派遣を主張した<sup>(30)</sup>。

他方、それまで、本問題に関心を示さなかったインド中央政府は、以下の点から強い関心を示すようになった。

第1は、スリランカ政府が、アメリカ、イギリス、パキスタン、イスラエルなどにタミル人ミリタントグループと戦うための軍事的支援を求めた点である。スリランカ政府は、アメリカやイギリスの艦船がコロンボ、トリンコマリーなどを使用できるよう、非公式取決めあるいは密約を交わした。そして、イギリスの傭兵やイスラエルの情報機関とスリランカ情報機関の連携が行われた。さらには、スリランカ海軍の訓練のため、パキスタンから支援を得たり、アメリカに対し、インド国内の情報モニターも可能なVOA(Voice of America)施設の提供を申し出たりした。インドは、上述のスリランカ政府の行動をインドの安全保障への侵害とみたのである<sup>(31)</sup>。

第2は、国民会議派政権の安定性を増すために、6000万の巨大な人口を有するタミル・ナードゥ州の政界および州民の歓心を買う必要があった点である。ちなみに、タミル・ナードゥ州では、DMKとAIADMKが、ほぼ同じ力を有する2大政党であり、国民会議派は、1970年代以降は、どちらかのドラヴィダ政党と同盟することによってしかインド総選挙を戦うことができなかつた<sup>(32)</sup>。

第3は、第2の点とも関連するが、1983年7月の暴動以降、大量の難民がタミル・ナードゥ州に流れ込むようになったため、タミル・ナードゥ州政府

が彼らを保護するための財政的負担が問題となることが予想された点である。ちなみに、難民の流出状況であるが、83年には7月以降約3万人のタミル人がタミル・ナードゥ州に流出した。また、83年7月の暴動以後、政府軍とタミル人ミリタントグループとの戦闘が激化するにつれて、難民のタミル・ナードゥ州流出も増加し、タミル・ナードゥ州の難民の数の総計は、85年7月までに約10万人、87年前半までには約13万5000人になった。

以上の点を鑑みたインド政府は、以下のように、一方で問題の解決を目指しながら、他方ではミリタントグループの活動を利用してスリランカの不安定化を画策するという相矛盾する対応を示した。

すなわち、第1には、インドの仲裁のもとで、スリランカ北・東部のタミル人に一定の自治が与えられる形での問題の解決を目指そうとした。1983年12月、インドのインディラ・ガンディー首相特使パルタサラティの仲介により、スリランカのジャヤワルダナ大統領は、すべての政党のメンバーよりも全政党会議を開き、問題解決に乗り出すことに同意した。コロンボおよびニューデリーでの協議の結果、パルタサラティが解決案を提示することになった。しかし、84年1月、全政党会議は、最大野党であるSLFPが離脱したことにより、全政党による会議という意味が失われ、結局失敗に終わった。

第2には、スリランカ政府を牽制するためにタミル人ミリタントグループの活動をある程度見逃し、あるいは助長しようとした。1983年7月の暴動は、シンハラ人中心のスリランカ政府のもとにいては、タミル人の安全はないと主張するミリタントグループの勢力を拡張させる一大契機となった。そのなかで、LTTE、TELOなどが特に力を伸ばしていった（なお、そのような動きにつれ、AIADMK、DMK双方の政党は、TULFに共感をもつと同時に、スリランカ北・東部において実質的な影響力をもつようになったミリタントグループをも支持するようになった。DMKは、83～86年はTELO、それ以降はLTTEを支持していたが、96年5月の州選挙で政権を奪回した後は、LTTEを支持しない立場を取ることを明らかにした。AIADMKは、当初はLTTEを支持していたが、LTTEによるくとされるラジーブ・ガンディー元インド首相暗殺のテロ行為を非難し、91年〈～96

年5月>に政権を取って以降は、反LTTEの立場を取っている)。86年7月スリランカの『ランカ・ガーディアン』紙では、タミル・ナードゥ州には、タミル人ミリタントグループのキャンプが39あり、その中で3300名のゲリラが訓練を受けていたこと、さらにインド中央政府もそのようなキャンプを閉鎖しようとはしなかったことなどを記している<sup>(33)</sup>。

さて、LTTEは、1986年、競合グループであったTELOの指導者サバラトナムを暗殺した後、最大のミリタントグループとなり、87年に入ると、スリランカ政府軍との軍事対立を激化させた。政府軍が87年1月、ジャフナ半島を経済封鎖、さらに5月には、ジャフナ半島北部ヴァダマラッチで大規模な軍事攻勢をかけると、タミル・ナードゥ州では、スリランカ政府に対する抗議の声が高まり、ラーマチャンドラン州政府首相は、ラジーブ・ガンディー首相に対し、スリランカ政府による攻撃を中止させるよう次のように訴えた。

「何千人というタミル人住民がスリランカ軍の手によって殺される恐れがある。スリランカ軍は、残虐さや規律のなきで悪名高い。スリランカ政府のジャフナへの攻撃は、非人間的かつ野蛮であり、基本的人権に対する重大な違反である。」<sup>(34)</sup>

これに応じて、在スリランカ・インド大使のディクシットは、次のようなインド政府の意向をスリランカ政府に伝えた。

「彼ら自身の政府によって行われた5ヶ月にもわたる経済封鎖のもとで、すでに極度の苦難を被っているジャフナの人々は、今度はスリランカ軍の総攻撃による犠牲者になりつつある。民族紛争により何千人の人々がすでに殺害され、さらに何百人という人々が死につつある。通信手段の遮断やジャフナ地域の封鎖などにより、この悲劇が他の世界に漏れないようにとの試みがなされたが、多くの住民が死亡し、また何千人という人が家や財産を失い、食糧や薬品の不足に悩んでいるという情報がすでに流れている。インド政府とインド人民は、この悲劇的な状況に鑑みて、人道的立場からジャフナに緊急に必要とされる物資を送ることを提案する。」<sup>(35)</sup>

他方、スリランカ政府は、ジャフナに救援物資を送るための艦隊を派遣す

るとのインドの計画に反対し、以下のような声明を出した。

「スリランカ政府は、インド政府からの申し立てをよしとしない。スリランカにおける悲劇的な状況は、インド政府、タミル・ナードゥ州によるタミル人テロリストに対する支援がなかったならば、今日あるほどにはひどくならなかつたという点を指摘したうえで、スリランカ政府は、何ら人道的援助を要求したことはないし、また、スリランカ北部での状況に対応するために支援が必要であると考えてもいないことを明言したい。」<sup>(36)</sup>

以上のようなスリランカ政府の反対にもかかわらず、1987年6月3日、食糧や薬品を載せたインドの19隻の船がスリランカの領海域に向かった。これは、インド船団がスリランカの監視船によるインドに戻るようにとの命令を受け入れたため、結局事なきを得たが、翌6月4日、インド側は、今度は空軍輸送機により25トンの食糧をジャフナ住民のために空中投下する挙に出た。そして、そのような形でインド政府によるタミル問題に対する本格的介入が始まった結果、スリランカ政府はインド政府との交渉を余儀なくされ、最終的には同年7月29日、スリランカ・インド和平協定が結ばれるまでに至った。

ここまで経緯をみれば、インドが自らの思惑のために行動したことは明らかであろう。国民会議派の率いるインド中央政府は、タミル・ナードゥ州においてはラーマチャンドラン率いるAIADMKによる政治的支援や選挙協力によって支えられていたため、タミル・ナードゥ州政府の意向をくむことの方が肝要であり、スリランカ政府の意向は差し置かれることになったのである。

スリランカ・インド和平協定により、インドはインド平和維持軍<sup>(37)</sup> (Indian Peace Keeping Force: IPKF) を派遣し、LTTEを含むタミル人ミリタントグループの武装解除に当たることになった。インドがLTTEの武装解除を目指したのは、その勢力が非常に強大化してきたLTTEのスリランカからの分離独立の動きを見逃しておけば、やがては多民族国家インドの統一に悪影響を及ぼす可能性がある<sup>(38)</sup>と考えたためである。インドは、LTTEを弱体化させる一方、スリランカのタミル人に一定の自治権限を与える道を開くことで彼

らを満足させ、事態の収拾を図ろうとしたのである。そして、インドは、LTTEに武器の引渡しを要求した。しかし、LTTEは当初こそその要求に応じたものの、すぐに方針を転換し引渡しを拒否した結果、IPKFは、LTTEの掃討作戦を行った。LTTEの指導者プラバーカランは、IPKFを派遣したラジーブ・ガンディーに恨みを抱いたとされ、これが、後述のLTTEによる（とされる）ラジーブ・ガンディー暗殺事件の遠因となったとみられている（なお、IPKFは、1989年1月大統領に就任したプレマダーサ大統領の要求により、90年3月24日スリランカからの撤退を完了した）。

スリランカ・インド和平協定の眼目は、スリランカを多言語、多民族国家であると認め、スリランカ北・東部をタミル語を話す人々にとっての領域とし、タミル人多数派地域北部および東部の併合がなされた点にある<sup>(39)</sup>。スリランカ・インド和平協定以前のスリランカは、全国25行政県（うち北部5、東部3）270郡（各県3～18郡）に分割され、大統領指名による県知事(Government Agent)が県内の郡長(Assistant Government Agent)を通じて地方を監督していた。スリランカ政府は、同協定の実施のため州評議会法を制定した。州評議会法により全国9州（西部、北西部、ウーヴア、サバラガムワ、中部、東部、北部、北中部、南部）に八つの州評議会が創設されることになった。そして北部と東部は州評議会法37条大統領布告により合併し一つの自治体を形成したが、その合併は、スリランカ・インド和平協定で示されているように一時的なものであり、1988年12月31日以前にシンハラ人やムスリムも多く住む東部の住民に合併の是非を問うレファレンダムを行うというものであった（ちなみに、レファレンダムを行えば、タミル人口が3分の1にすぎない東部では合併には反対との結果が出る可能性があり、それを恐れるタミル人勢力の妨害により今日までレファレンダムは行われていない）。

州評議会選挙に関しては、1988年10月までに、まず北部、東部以外の地区で行われ、最後に同年11月に、北・東部で行われた。北・東部では、インドの支持を背景に親インド派のイーラム人民革命解放戦線(EPRLF)が総議席75のうち41議席を獲得し勝利したほか、インド調査分析部<sup>(40)</sup>(Research and

Analysis Wing: RAW) の肝煎りでできたともいわれるイーラム国民民主解放戦線 (ENDLF) が12議席を獲得するなどした<sup>(41)</sup> (なお、89年7月スリランカ・インド共同声明が出され、IPKFの撤退が決定すると、EPRLFはIPKF撤退後に備え、タミル国民党<sup>(42)</sup> (Tamil National Army: TNA) を設立したが、TNAは、IPKFより武装支援を受けており、IPKFが撤退した地域でLTTEと武力衝突を起こすなどした。このように、スリランカ北・東部に自治権を与えるといつても、インド政府の狙いは、親インド的な勢力による政権を北・東部に打ち立てることにあったのである。ちなみに、TNAは、LTTEに勝つことはできず、衝突のたびごとに撃退される結果となった)。野党のSLFPは、スリランカ・インド和平協定および州評議会制度に反対してどの州の選挙にも参加しなかった。

ここで、同協定中の北部と東部の合併、またレファレンダムに関する条項を整理するならば、以下のようになる<sup>(43)</sup>。

(1) 北部州と東部州は単一の行政体を形成するかあるいは別個の行政体を形成する。単一の行政体を形成するためには、東部州の住民に合併の是非を問うレファレンダムを行い、彼らの賛成を得ることが必要である。州評議会選挙の日からレファレンダムの日まで、北部州と東部州は、単一の州評議会をもつ単一の行政体を形成する。そのような行政体は、1人の州知事、1人の首席大臣、一つの閣僚委員会をもつ。

(2) 1988年12月31日より以前に東部州の住民に対して次の二つのどちらを選択するかを問うレファレンダムを行う。

- (i) 東部州は単一の行政単位として北部州と結びつくべきである。
- (ii) 東部州は独自の州評議会、知事、首席大臣、閣僚委員会をもった別個の行政単位を形成すべきである。

次に、新たに導入された州自治の概要を、①州の機関、②行政、③司法、④立法、⑤他の委員会、⑥財政、⑦権限の範囲の順序で整理していくいたい<sup>(44)</sup>。

## 1. 州の機関

州には行政機関として、州知事、同首席大臣、同閣僚委員会、立法機関として州評議会が置かれる。司法については裁判制度が国家と切り離せないという性質上、州に権限はないが各州に一つの高等裁判所が置かれ、州の司法の中心になる。また州警察委員会、州公務委員会、州教育委員会が別個設置される。州警察委員会についてはこれに対応して国家警察委員会が新たに置かれる。

## 2. 行政

### (1) 州知事、首席大臣、閣僚委員会

州の行政機関として、州知事、同首席大臣、同閣僚委員会がある。州知事は大統領が任命し、任期は5年で、その権限には州評議会の招集、開会、解散、州首席大臣および州閣僚委員会のメンバーの任命、州閣僚委員会の義務の決定などがある。さらに、州知事は、州公務委員会のメンバーを任命しその業務の決定、配置を行い、財政に関し州を代表して契約を締結し、州基金の管理、運用および支払いについての規則制度の運営を行う。ちなみに、州知事は州評議会の議員ではない。

この州知事の地位の性格は、行政担当者の任命、契約の締結などの権限を保有していることが示すように、州の代表者である。ただし、憲法上別段の規定がないかぎり、その権限行使は州首席大臣、州閣僚会議の助言に従ってなされる。

州知事の地位の性格につき留意すべきは、彼が大統領の代理人であることである。この点については、州知事の行政権の行使は特段の規定がないかぎり大統領の名のもとになされること、州知事罷免手続きは州評議会の議員の過半数の署名による発議に基づき、3分の2の賛成により大統領に直接罷免

要求がなされることより明らかである。

### (2) 州首席大臣と州閣僚委員会

州首席大臣および州閣僚委員会の主たる権限は州知事へ助言を与えることである。同大臣および同委員会のメンバーは、いずれも州評議会の議員である。州首席大臣は、州評議会の議員の過半数の賛成により、あるいは過半数を制する党があればそのリーダーが選ばれて州知事により任命される。州首席大臣の義務は州知事に、州の運営事項および立法に関する提案をし、それに関する情報などを与えること、また州議会からの支出についての保証を与えることである。州閣僚委員会は、州首席大臣を筆頭とし、ほかに4名までの大臣により構成され、州評議会に対して連帶して責任を負う。州閣僚委員会の業務分担は州知事が決定する。

### 3. 司法

各州には高等裁判所が置かれる。これは、州内の犯罪の第一審裁判管轄権をもち、また初級裁判所の上訴審を行う。このような高等裁判所の権限は目新しいものではなく、州への権限の委譲という観点からすれば、司法制度はあまり変化がない。

### 4. 立法

州評議会の招集、開会、解散は州知事の権限である。一方、州評議会は州知事の罷免要求権をもつ。任期は5年間である。州評議会は議長および副議長を議員より選出する。また本評議会は議会の手続きおよび業務の規則を大統領の同意を得て制定する。

## 5. 他の委員会——州警察委員会、州公務委員会、州教育委員会、国家警察委員会

(1) 州警察委員会は州部門の職員の採用、移動、昇進、懲戒等の服務規定について権限を有する。ただし、警視総監(IGP)が各州に任命する副警視総監(DIG)についてはこの権限はもたない。本委員会はDIG、国家公務員委員会より指名された者、州首席大臣より指名された者の3名の委員よりなる。

(2) 州公務委員会は州知事により任命された3名のメンバーによりなり、そのうちの一人は委員長として任命される。任期は5年である。国会および州評議会議員、国家公務員、司法職員、州の公務員は被任命資格を有しない。

州にはその公務を行う者として州首席次官および州公務員が任命ないし採用される。州首席次官は大統領により任命されるが、州首席大臣と合意のうえでなされる。州公務員の採用、配置、移動、服務規定などについては州知事が権限をもつが、この権限は州公務員委員会に付託することができる。

(3) 州教育委員会は教育省の責任下にあるがその委員会の任命については州評議会が決定しうる。この委員会の機能は、諮問である。

(4) 国家警察委員会はIGP、国家公務委員会の指名した者、最高裁判所裁判長の指名した者より構成される。警察の国家部門の職員採用および州部門の職員の国家部門への昇進を決定するのが主たる任務である。

## 6. 財政

各州には、州基金(Provincial Fund)が置かれる。これは州評議会が課す税金、政府により州評議会に許可された交付金、政府統合基金(Consolidated Fund)よりの借入金、他の収入からなる。州基金よりの引出しへはその額をその会計年度の予算として州評議会が決定したうえで、州首席大臣の保証なくしては行われない。本基金の管理、運用に関しては、州知事が細則を作る。

## 7. 権限の範囲

州に対し委譲される権限は若干複雑な形で表現されている。それは次のような3形態よりなる。第1は州評議会が立法権限を有する事項、第2はその権限をもたない事項、第3は国会との協議のうえ決定する事項である。第1および第2は明確な権限の限定であるが第3は曖昧な部分を残している。なお、第1の事項には、法と秩序、土地および入植、教育に関するものが含まれている。

以上が州自治の概要である。ここからいえる特徴は、地方自治への道が開かれたとはいえる。まだ州には中央政府の意向が強く反映されていることであろう。それは州知事の権限が非常に強い点に表れている。州知事の地位の性格は州の代表者であり、州知事には、州評議会の招集、開会、解散、州公務員の採用、配置、移動、州基金の管理、運用に関する細則作成などの権限が与えられている。そして、そのような州知事が大統領に任命され、大統領の代理人としての性格をもつことから分かるように中央政府の意向を強く受けた存在である点である。その他としては、州公務員の首席次官が大統領により任命される点、州警察の権限が限定されている点、州に置かれる高等裁判所の権限が限定されている点などである。

これに対するシンハラ側（野党SLFP）の反応は、

「あまりに多くの権限が州に委譲されている。また、権限が委譲されるに際しては、民族を基にではなく、社会・経済的条件を基になされるべきである。」<sup>(45)</sup>

というものであった。他方、ムスリム側（SLMC）の反応は、

「SLMCの要求は、北・東部におけるムスリムの安寧は、ムスリム自身の手に政治権力がある場合にのみ保障されうるとの考え方から、ムスリムのための州を別個に創設するというものである。」<sup>(46)</sup>

というもので、委譲される権限が十分か不十分かといったことに対してでは

なく、ムスリムの立場が考慮されていない点に反対を表明した。

一方、タミル側（TULF）の反応は、

「我が党は、タミル人への権限委譲に関しては未だ不十分であると考える。しかし、タミル人は、スリランカ・インド和平協定が確実に実施されるよう手助けをし、またインド政府の支援も仰ぎながらより多くの権限の獲得に向けて努力していくべきである。」<sup>(47)</sup>

というものであった。さらに、当時の在スリランカ・インド大使J・N・ディクシットも「タミル人は、彼らに与えられた権限が望んでいたものより少ないと感じているようである」と発言していた<sup>(48)</sup>。

すなわち、タミル側は一定の評価は示しながらも、州に与えられる自治権限がさらに拡大されることを要求していた。また、スリランカ・インド和平協定では、北・東部州の合併は東部の住民に合併の是非を問うレファレンダムを行った結果認められるという条件つきであったが、彼らは、レファレンダムを行うことなく合併が認められることを望んでいた。

さて、LTTEの反応はいかなるものだったのであろうか。プラバーカランは州評議会選挙に関し、「私はそのような選挙には賛成もしないし協力もしないし、たとえ州首席大臣のポストが与えられても受け入れないであろう」と述べる<sup>(49)</sup>と同時に、1987年8月4日には、ジャフナで次の発言をしている。

「私は、タミル・イーラムの独立国家だけが、タミル・イーラムの住民の問題を永久に解決できるという不動の信念をもっている。私は、タミル・イーラム達成の目的のために戦い続けることを明らかにしたい。」<sup>(50)</sup>

これらの事例から分かることは、民主主義路線を歩もうとしないLTTEの姿勢である。民族問題の平和的解決にとってLTTEの存在はむしろ障害になっていることが理解されよう。

なお、そのほか、スリランカ・インド和平協定のなかには、1983年7月の暴動以降タミル・ナードゥ州へ流失した難民のスリランカへの送還条項も含まれていた。これにより、前述の13万5000人の難民の約3分の1（4万8000人）は、87年から90年前半にかけて国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの

助力を得てスリランカに帰還した。残り3分の2の8万人ほどの難民は、すでに、タミル・ナードゥ州に定住したかあるいは難民キャンプに残っていてもスリランカに帰還する意志はないと思われる者である。したがって、帰還の意志のある者だけが送還されたわけであるが、この点は後に91年5月以降に送還された者の事情とは大きく異なっていた。

#### 第4節 1989年以降のタミル民族運動

1989年以降は、少々事態が変わる。LTTEは、88年頃まではタミル・ナードゥ州民から共感の目でみられていた向きもあったが、LTTEにより、89年7月13日コロンボ市内で、タミル・ナードゥ州民の間で非常に尊敬を受けていたTULF党首のアミルタリンガムが、また90年6月19日には州都マドラス市内で、EPRLF (LTTEと強い対立関係にある) 党首パドマナーバーが暗殺された事件などを契機に、LTTEは州内の治安を脅かすものとの認識が州民の間にできはじめた。さらに、91年5月21日ラジープ・ガンディー元インド首相がLTTEによりタミル・ナードゥ州内で暗殺された（とされる）事件は、州民に非常に大きな衝撃を与え、州民のLTTEに対する感情は反感へと変化した。

他方、1990年6月11日、LTTEと政府軍との戦争が再発すると、再びタミル・ナードゥ州へと逃れる難民が出てきた。スリランカ・インド和平協定を受けて、スリランカに帰還した難民のうち約60%の者も、再びタミル・ナードゥ州へ戻らざるをえなくなった<sup>(51)</sup>。90年6月から91年4月までの間にタミル・ナードゥ州へ逃れた難民の数は12万2000人である。90年6月から91年4月までの間にタミル・ナードゥ州へ逃れた難民の状況を時期的にみると表1のようである。

1991年5月以降には難民の流失はない。これは、後述のラジープ・ガンディー元インド首相暗殺事件により、タミル・ナードゥ州およびインド政府

表1 タミル・ナードゥ州への難民数  
(単位:世帯, 人)

時 期	家族数	難民数
1990年6月～7月	14,704	50,772
1990年8月	13,876	47,508
1990年9月	5,923	20,076
1990年10月	821	2,076
1990年11月	413	1,129
1990年12月	83	193
1991年1月	45	146
1991年2月	14	48
1991年3月	9	27
1991年4月	5	7
合 計	35,893	122,071

(出所) U.S. Committee for Refugees,  
*Sri Lanka: Island of Refugees*, Washington, D.C., 1991, p. 30, より作成。

がスリランカからの難民受入れに難色を示しはじめたためである。地域的にみると、タミル・ナードゥ州に距離的に最も近いマンナール県出身の者が多く約5万人である。難民キャンプは、タミル・ナードゥ州内の19県に散らばっており、各キャンプには、少ないところで24人、多いところで8000人以上の難民がいた。タミル・ナードゥ州政府は、87年以前と同様に、新たにキャンプに来た難民にも衣服、寝具、料理用具などを供給するとともに、一家の長には1ヵ月当たり150ルピーを支給し、さらに米やケロシン油を安い価格で提供し、州政府の無料医療制度をキャンプ内の者にも適用できるようにした。州政府はまた、難民の子どもたちがキャンプ付近の学校に入学することを認めた<sup>(52)</sup>。一般的にいって、タミル・ナードゥ州政府は、難民をよく保護していたといえるであろう。しかし、タミル・ナードゥ州政府の難民に対する対応は、91年5月21日ラジーブ・ガンディー元インド首相がタミル・ナードゥ州内で暗殺され、犯人がLTTEとされたことから、一変することになった。

さて、前述のラーマチャンドランの死後、AIADMK党首となったジャヤラ

リタは、DMKに奪われた州政権を奪回するため、1989年以降州内に生じてきた反LTTE感情を利用する戦略をとることにした。以前は、ジャヤラリタもDMK党首カルナーニディと同じく親LTTEを掲げ、どちらも自分たちこそがLTTEをよりよく支持しているとして競いあっていたが、ジャヤラリタは、州民の感情を敏感に感じ取り、政権奪回のために今までの立場を180度変換したのである。さらに、LTTEにより暗殺されたラジープ・ガンディーが率いていた国民会議派と連携して政権についての事情もジャヤラリタのLTTE抑圧姿勢に拍車をかけ、州内におけるLTTEの取締まりを強化したり、タミル・ナードゥ州沿岸の警備を強化するなど反LTTEの姿勢を崩すことなく今日まで来ている。こうした状況下、92年5月14日には、インド中央政府は、LTTEを非合法の組織と見なす決定をした。インドのチャバニ連邦内務相は、下院において次の説明を行った。

- (1) LTTEの活動は、スリランカ北・東部に限定されず、インドの主権と領土保全に脅威となっていた。特にラジープ・ガンディー元首相の暗殺後は、LTTEはタミル・ナードゥ州においても支持を失った。
- (2) インド内務相はLTTEの指導者プラバーカランの引渡しを要求し、インド外務省には、スリランカ政府と交渉しプラバーカランおよびその一味の引渡しの実施のために努力をするよう促す。また、インド政府はプラバーカランを公然たる犯罪者と断言し、かつプラバーカランの逮捕に報償金を出すことを検討している。
- (3) ジャヤラリタ・タミル・ナードゥ州首相の安全については、国家治安保護(National Security Guard)法の適用はできないが、安全措置を検討している。
- (4) インド政府は、LTTEがタミル・ナードゥ州の若者をリクルートし、ジャフナで訓練し、タミル・ナードゥ州に送り返してタミル・ナードゥ州のインドからの分離を図る軍隊を形成しているとの情報を得ている。
- (5) スリランカのタミル人については、同国でタミル人が自治のもとに共存できるよう努めるが、インドにおいては問題を引き起こすことは望ま

ない。

(6) 純粹の難民と潜在的に脅威となる分子は峻別する。LTTEを支持する個人および組織は取締まりの対象とする<sup>(53)</sup>。

さて、このような政治の犠牲者となったのは、難民である。

インド政府は、ラジーブ・ガンディー元インド首相の暗殺前は、LTTEの活動をある程度見逃しておくことで、スリランカ政府を牽制しようという意図をもっていたため、難民の中にLTTEが混じっている可能性があったにもかかわらず、難民に対する統制は緩いものであった。また、タミル・ナードゥ州政府も、難民に対しては同じタミル語を話す仲間として、親近感を抱いていた州民感情をも考慮して、難民に対する統制は緩いものであった。しかし、ラジーブ・ガンディー元首相の暗殺犯がLTTEとされたことにより、インド政府およびタミル・ナードゥ州政府がLTTEの活動を厳しく取り締まる方針に切り替えた結果、LTTEが混じっている可能性がある難民に対する締めつけが非常に強くなった。このようなか、1991年7月29日ニューデリーで開かれたスリランカ・インド外相会談において両国が協力して難民をスリランカに帰還させる方向で努力することが合意された<sup>(54)</sup>。

同合意は難民の自発的意思を尊重して希望者のみを帰還させていくというものであったが、これは、スリランカ政府にとっても、難民の帰還を受け入れれば、スリランカでは治安状況が好転したという印象を対外的に植え付けることができ、外国からの援助を引き出すために好都合なものであったと考えられる。

このように政治の思惑で難民の帰還が決定されるなか、この時期スリランカに帰還することになった難民たちは以下のように述べていた。

「インドにおけるスリランカ人の境遇は以前より悪化した。ラジーブ・ガンディー元首相の暗殺およびジャヤラリタのタミル・ナードゥ州首相就任以降、インドの役人やインド人の態度は非常に悪くなつた。彼らは、そのことゆえに私たちを非難しているようにみえた。彼らの私たちに対する扱いは耐え難いものになつた。さらに、私たちは働くことを許されなくなつ

たため、お金を稼ぐこともできなくなつた。」<sup>(55)</sup>

「当初、私たちは海岸に近い難民キャンプに匿われた。ラジーブ・ガンディー元首相暗殺以降、タミル人難民は海岸からはるかに遠くの丘陵地帯のキャンプに移された。私たちは、スリランカからインドに来たとき一緒に持つて来た宝石を売らなければならなかつた。」<sup>(56)</sup>

上記のようなスリランカに帰還してきた難民たちの声を総合すると、自ら希望してスリランカに戻った背景には、スリランカの治安状況が好転したとか故郷でどうしても暮らしたいという積極的な理由ではなく、インド政府あるいはタミル・ナードゥ州政府の難民に対する対応が非常に厳しいものになつたということが理由になっているように思われる（ちなみに、以上の背景のもとスリランカに帰還した難民は、1992年1月21日から同年5月14日までの間に2万3109名を数えた）。

さて、最後に最近の状況に触れて本節を終わりにしたい。LTTEが非合法化された直後の1992年5月21日、タミル・ナードゥ州では、親LTTEグループが、ジャヤラリタ州政府首脳らが列席したラジーブ・ガンディー暗殺現場において行われた式典の場で、暗殺を正当化し、また人間爆弾となったダヌと事件の首謀者シヴァラーサンを称えるビラやポスターを貼ったり<sup>(57)</sup>、同月24日、ダンジャーヴール（マド拉斯より南300キロメートル）地区においてTV中継所の一部を爆破し、中継所の建物に、「LTTEの非合法化を撤回すべきである。ラジーブ・ガンディーを暗殺したダヌを称賛する」といった内容のポスターを貼るなどの事件が発生した<sup>(58)</sup>。

また、野党DMK内では、ラジーブ・ガンディー暗殺直後は鳴りを潜めていた親LTTEの動きが再び活発化し、LTTEの支持者として知られ、プラバーカランとも親交のあるゴーパーラスワーミの地位が上昇し、1992年6月行われたDMK内の選挙において、カルナーニディ、マノーハランに次ぎ、第三の地位を獲得するに至った。この点に関し、『アイランド』紙は以下のような説明をしている。

「たとえDMKが近い将来権力の座につかなくても、LTTEの友人である

ゴーパーラスワーミの地位の向上は、タミル・ナードゥ州中に広がったよく統制されたDMKの組織に大きな影響を及ぼすであろう。その影響は、ゴーパーラスワーミが熱烈な演説を通してタミル・ミリタリズムの文化を唱道している点を考えれば、明らかにLTTEにとって好都合である。」<sup>(59)</sup>

ちなみに、同年9月には、LTTE問題を利用して、その政治勢力を伸ばそうとする勤労者党<sup>(60)</sup> (Pattali Makkal Kadchi: PMK) という政党が、LTTE支持を訴えるなどの動きも現れた。PMKとは、タミル・ナードゥ州人口の約20%を占める同州で後進カーストとされるヴァニア・カーストを支持基盤とする政党である。PMKは、92年9月10~12日の党大会で次の二つの決議を採択した。

- (1) インド中央政府は、各州の自治権を強化するため憲法を改正すべきである。
- (2) インド中央政府は、スリランカにおけるLTTEの存在を保証すべきである<sup>(61)</sup>。

PMKは、DMKの指導者カルナーニディがラジープ・ガンディー暗殺以降、LTTEへの支持の姿勢を若干後退させたあとの間隙を狙って、LTTE支持勢力として主導的立場を取ろうとして以上のような決議を採択したのであるが、その後再びDMKがLTTE支持勢力としての主導権を回復すると、LTTE支持の活動はあまり行わなくなつたようである。しかし、この事例は、タミル・ナードゥ州では、LTTE問題は政治の道具として常に使われる可能性をもつてゐることを示したものであろう。

なお、今後の見通しであるが、上述のような状況は、将来あるいはタミル・ナードゥ州内に再びLTTE支持の気運が表面化する可能性を全く排除することはできないことを示すものではあるものの、タミル・ナードゥ州民の多数が、特にラジープ・ガンディー暗殺事件以降LTTEのテロ的性格に反感を抱くようになっており、その傾向が今日でもあまり変わっていない点、また、インド中央政府も、LTTEを非合法の組織と見なし、LTTEと敵対している点などを考慮に入れるならば、当面は、タミル・ナードゥ州もインド中央政

府もLTTEを支持することはまずありえず、スリランカのタミル人民主勢力に自治が付与される形で民族問題の解決がなされることを望むであろうと思われる。

### おわりに

以上本章では、スリランカの民族紛争とタミル・ナードゥ州およびインド中央政府との関係を考察した。

1983年のシンハラ・タミル民族間の大暴動によりスリランカの民族間対立が激化する以前の時期は、スリランカのFPがタミル・ナードゥ州のDMKの運動に影響を受けることなどはあっても、その逆、すなわち、タミル・ナードゥ州政府およびインド中央政府がスリランカの民族問題に関心を示すことはほとんどなかった。83年以降の時期のタミル・ナードゥ州およびインド中央政府とスリランカの民族紛争との関係には、以下のような特徴がみられた。

タミル・ナードゥ州民は、概して、スリランカのタミル人に対して、民族的な繋がりゆえに親近感を抱いており、彼らが苦境に陥ると彼らを救うべきだという声を上げてきた。だが、これはあくまで自分たちの生活に直接影響がない平時の一般的な心情のレベルのことであって、後述のようにタミル人の運動が州内の治安を脅かすものとの認識ができ始めると、逆にそうした運動を警戒する場合もあった。

タミル・ナードゥ州の政治の場においては、そのような州民感情が政治的思惑のために利用されてきた。1983年7月シンハラ・タミル民族間の大暴動が発生したことにより、タミル・ナードゥ州内で、同胞のタミル人を救うべきだという声が熱狂的なまでに高まると、州内の2大政党AIADMK, DMKの双方ともこれを利用したことがその一例である。与党AIADMKは、スリランカでのタミル人殺害を非難し、暴動をやめさせるためにインドの介入を求める決議を決定した。他方、DMKは、野党という立場から、より過激な方

策、すなわち、インド軍の派遣を主張した。さて、80年代半ば以降、LTTEなどのミリタントグループが勢力を拡張させてくると、AIADMK、DMK双方の政党は、ミリタントグループに注目するようになった。だが、89年7月タミル・ナードゥ州民の間で非常に尊敬を受けていたTULF党首のアミルタリンガムが、90年6月EPRLF党首パドマナーバーが、91年5月ラジーブ・ガンディー元インド首相がLTTEにより暗殺され、州民のLTTEに対する感情が反感へと変化すると、政治の場においてもこれは敏感に察知された。ラーマチャンドランの死後、AIADMK党首となったジャヤラリタは、89年以降生じてきた州民の反LTTE感情を利用しながら、LTTE支持を掲げていたDMKから州政権を奪回することに成功した。なお、政治がスリランカの民族問題を政治的思惑のために利用した最近の事例としては、DMKがラジーブ・ガンディー暗殺以降、LTTEへの支持の姿勢を若干後退させたあの間隙を狙って、LTTE支持勢力として主導的立場を取ることによってその政治勢力を伸ばそうとしたPMKという政党が、一時LTTE支持を打ち出したことなどがあげられよう。

インド中央政府は、第1に、南アジアにおける指導的な地位を維持するため、第2に、インドの統一を保つため、そして第3に、タミル・ナードゥ州民の歓心を買うため、こうした政治的思惑により、スリランカの民族問題に介入した。第1の点は、特に1980年代、スリランカ政府が、タミル人ミリタントグループと戦うため、外国からの支援を求めたことに対し、インドの安全保障の観点からこれを阻止する必要があった点と関連している。第2の点は、スリランカ・タミル人の分離独立の動きが強まることが、60年代半ばまでタミル・ナードゥ州でみられたインドからの分離独立運動を再燃させ、インドの統一に悪影響を及ぼすことを恐れた点と関連している。第3の点は、中央政府がその政権の安定を図った点と関連している。タミル・ナードゥ州には約6000万人のタミル人が存在している。もし、インドがスリランカのタミル人の大義のために介入しなかったら、タミル・ナードゥ州民は、インドの一部を構成することに疑問をもち、このことが中央政府への反感の動きへ

と結びつく可能性があった<sup>(62)</sup>。だが、91年ラジーブ・ガンディー暗殺事件以降タミル・ナードゥ州民がLTTEのテロ的性格に反感を抱くようになっており、その傾向が今日でもあまり変わっていない点、タミル・ナードゥ州政府が、反LTTEの姿勢を崩すことなく今日まで来ている点、また、インド中央政府が、同じくラジーブ・ガンディー暗殺事件以降LTTEを敵視している点などを考慮に入れるならば、当面は、タミル・ナードゥ州もインド中央政府も80年代のようにスリランカの民族問題に介入することは考えにくいものと思われる。

なお、スリランカの民族紛争は、タミル・ナードゥ州政府およびインド中央政府の政治的思惑により、一層複雑化したが、その大きな犠牲となったのは、スリランカ北・東部の一般の住民であり、難民であるということを付言しておく必要があろう。スリランカの場合、ポーク海峡を挟んでわずかに約20マイルの位置に、スリランカに住むタミル人と同じ民族のタミル人が住んでいたことから、タミル・ナードゥ州政府およびインド中央政府といった外的な要因の影響を受けやすかった。シンハラ・タミル民族間紛争は、スリランカ国内における政治が両民族間の対立をつくり上げるところから生じていたが、タミル・ナードゥ州政府とインド中央政府との関係、あるいはタミル・ナードゥ州政府およびインド中央政府とスリランカ政府との関係が絡むことによりシンハラ・タミル民族間の対立はさらに助長されたとみてよいであろう。

最後に、スリランカの民族紛争の解決策を検討してみたい。まず、北・東部を事実上押さえているLTTEへの対応が問題になってくるが、そのためにはLTTEが果たしてタミル人の利益を代表しているのかという点を考えなければならない。さて、そのLTTEの運動であるが、以下のような点で、現在はタミル人の利益を代表する運動とはいえない。

第1は、意見を異にするグループや個人の存在を認めない点である<sup>(63)</sup>。LTTEは、ミリタントグループにおける霸権を確立する過程で、PLOTE, TELO, EPRLFなどミリタントグループとの闘争を繰り返してきた。また

1986年5月には、TELOの指導者サバラトナム、89年7月にはTULFの指導者アミルタリンガム、90年6月にはEPRLFの指導者パドマナーバーを暗殺するなど敵対する者を次々に抹殺してきた。さらに、89年9月には『折れたパルミラ樹』<sup>(64)</sup>というLTTE支配下のタミル人の苦悩についての書を著したジャフナ大学講師のラジャニ・ティラナガマのような学者をも暗殺した。LTTE内でも肅清はあり、近年指導者プラバーカランとの不協和音が聞こえていたLTTEナンバー・ツーの地位にあったマハッタヤが暗殺された。このように意に沿わない者を退けていくLTTEは、現在その正統性が民意によって認められておらず政治的には閉じた組織である。

第2は、LTTEの存在のためにはタミル人一般住民の犠牲も厭わない点である<sup>(65)</sup>。例えば、1991年5月31日、カッドワン（ジャフナ市北西）の戦闘で、政府軍兵士10名、LTTE75名が死亡（政府側発表）したとされているが、この75名のなかには、LTTEが政府軍の攻撃をかわすために「人間の盾」（Human Shield）として使った多数のタミル人一般住民がいた。

上述のように今の状態のLTTEの存在は民族問題解決にとっての障害である。したがって、LTTEを軍事的にできるだけ弱体化させつつ、政治的には、LTTE以外のすべての勢力の間で民族問題解決のための合意案を形成し、LTTEを追い詰めていくのがよいであろう。他方、政府の側には、今までの経緯に鑑み、今度こそはそのような合意案を確実に実行に移すことが要求されよう。

さて、そこで、LTTEを除くタミル、シンハラ、ムスリム諸グループの間でどのような合意案が可能であるのかを検討することが必要になってくるが、そのために以下今日の各グループの主張をみていくことにする。なお、タミル側という場合には、LTTEを除く政治勢力である「民主タミルグループ」、ムスリム側という場合には、北・東部のムスリムの考え方を代弁していると思われるSLMCの見解を考察の対象とする。

## (1) タミル側、ムスリム側、シンハラ側の主張

## (i) タミル側の主張

タミル側が主張しているのは、北・東部の合併と、同地域への大幅な自治権の委譲（ある種の連邦制）である。ここでの合併の意味は、できれば「無条件合併」、それができなければ北・東部で少数派となるであろうムスリムの立場をある程度考慮に入れた「条件的合併」である。

「条件的合併」とは、「4ポイント・フォーミュラ」<sup>(66)</sup>に表されているように、以下の4条件を盛り込んだ案である。

- ① 北部および東部州の永久合併。
- ② 北・東部州の自治を保証するための実質的な権限委譲。
- ③ 合併された北・東部州の枠組みのなかでムスリムが彼らの文化的アイデンティティーと安全を守るための制度導入。
- ④ シンハラ人は、他のマイノリティー集団が北・東部州以外の地域で保持している権利を享受。

## (ii) ムスリム側の主張

SLMCは、北・東部の無条件合併には反対である。その理由の第1は、北・東部州で多数派となるタミル人に差別される可能性があること、第2は、スリランカ全体での多数派であるシンハラ人が裏切りと見なすような立場は取れないという少数派ゆえの複雑な事情である。SLMCが主張しているのは、北・東部の「条件的合併」（これは、タミル人、シンハラ人、ムスリムそれぞれのグループが彼らの多住地域で非常に大きな行政権行使することができ、3グループそれぞれの行政体の上に立つ組織である北・東部州評議会からの支配をほとんど受けないようにするというものである）、あるいは、そのような条件的合併が可能でないなら、「無条件合併の是非を問うレファレンダムにかけることなく東部を北部から分離」するというものである。SLMCが東部をレファレンダムにかけることに反対なのは、レファレンダムにかけた場合、ムスリムはシンハラ人と同じく無条件合併に反対の票を投ずることになり、タミル人に恨ま

されることになるからである。

### (iii) シンハラ側の主張

最後にシンハラ側の立場であるが、彼らは、「無条件合併」にせよ「条件的合併」にせよ、北・東部の合併は、タミル人による北・東部の支配につながるとして反対である。さらに、北・東部地域への大幅な権限の委譲の点であるが、これも最小限度の委譲にとどめておきたいというのがこれまでの考え方であった。シンハラ主要政党のUNP, SLFPは、1956年のシンハラ語公用語化法案成立以来、シンハラ中心主義を標榜することによって、大衆の支持を得ようとしてきた経緯があり、したがって、北・東部の合併にも北・東部地域への大幅な権限の委譲にも反対というのが従来の考え方であった。

## (2) 解決案の検討

以上タミル、シンハラ、ムスリム3者の主張を見てみると、対照的な主張をもつタミル側、シンハラ側双方からの歩み寄りが最も肝要であることが分かる。

北・東部州の「無条件合併」、北・東部州への大幅な権限の委譲というタミル側の主張を全面的に受け入れることは、シンハラ側、ムスリム側にとって不可能であり、タミル側からの譲歩が必要であろう。また、「条件的合併」という場合にもタミル側はムスリムだけでなくシンハラ人を保護する制度を考慮に入れるべきである。タミル側がスリランカにおけるタミル人少数派への制度的保証を求める運動をしているのなら、北・東部においてシンハラ人少数派に制度的保証が与えられる必要はないというのは矛盾している。そして、ムスリム、シンハラ人双方に対して、十分な自治権を与えることも必要である。

次に重要なのは、シンハラ側からの譲歩であり、これは今までの民族間問題悪化の反省のうえに立てば特に要求されるものである。シンハラ側は「無条件合併」を受け入れないからには、少なくともムスリム、シンハラ側がかなりの権力をシェアできるとの条件でならば合併を認めるくらいの譲歩は必

要であろう。

さて、対照的なタミル側、シンハラ側の見解に加え、ムスリム側の見解を統合すると、どのような解決案が考えられるであろうか。タミル側がどうしても北・東部を切り離すことはできないとしている以上、シンハラ側、ムスリム側はこの点ではタミル側に譲歩する一方、シンハラ、ムスリム各コミュニティーもかなりの権力を享受できるものにするという次の二つの解決案が考えられるのではないか。

第1は、ムスリム、シンハラ側がかなりの権力をシェアできるとの条件で合併を認めるとの案、第2は、第1の考え方を押し広げて、「北・東部州の合併、非合併」という枠組みにとらわれた発想をやめ、北・東部ではタミル人、シンハラ人、ムスリムそれぞれのグループが彼らの多住地域で州評議会を形成するとの案である。ただし、第2の案に関しては、ムスリムのようにいくつかの離れた場所に飛び地的に多住しているグループが、それらすべての場所で州評議会を形成したのでは多数の州評議会ができてしまい非現実的があるので、小さな飛び地の部分は切り捨て、地理的に繋がった部分を州評議会にしようとするものである。大まかには、北部から東部のトリンコマリー、バッティカロアあたりまでのタミル人多住地域、アンパーライを中心とするムスリム多住地域、セールウィラ、カンタレーを中心とするシンハラ人多住地域にそれぞれ州評議会（すなわち、現在の北・東部に三つの州評議会）を設けようとするものである。タミル人には、北・東部州のすべてではないが、北部から東部のかなりの部分を含んだ州評議会を形成できるという点において、受入れ可能な要素を含んでいる。他方、この場合飛び地的な所に多住するグループをその属する州の多数派の横暴から防衛できるようにするために、最も民衆に近いレベルにあるプラデシーカ・サバー<sup>(67)</sup>により一層の権限を委譲することも大事であろう。

以上、解決案を検討してみると、解決案作成にあたって問題となっているのは、北・東部の合併の可否、北・東部への自治権限委譲の程度といった点であり、まさにインド・スリランカ和平協定やそれを実施するために作られ

た州評議会法に記されていた点が問題にされていることが分かる。同和平協定や州評議会法では、北・東部において少数派となるであろうムスリムやシンハラ人を保護する制度については触れていないなどの問題もあったが、そこにおいて、インドと同じようにスリランカも多言語、多民族国家であるとの認識のもとに解決策を模索した方向性そのものは大枠では間違っていないかったのではないであろうか。

[注] ——————

- (1) プラバーカランを指導者として、1972年にTamil New Tigerとして発足し、76年にこの名に改名された。タミル人ミリタントグループ中最古で最大の組織。
- (2) *1981 Census of Population*, Colombo: Department of Census and Statisticsによる。ちなみに、現在、スリランカでは、新しい人口統計を作成中。
- (3) 保守派知識人、英語を日常語とする上流階級、地方富裕層を基盤として1946年に成立した。
- (4) シンハラ民族主義的保守層を基盤として1951年に成立した。
- (5) *1981 Census of Population*.
- (6) 1976年に成立。タミル人ミリタントグループの台頭の過程で次第に影響力を失っていった。
- (7) ポンナンバラムを指導者として1944年に成立した。
- (8) LTTEと袂を分かったウマ・マヘーシュワランが1980年に創設した。
- (9) タンガトゥライとクチマニが1973年に創設した。この2人が83年7月の大暴動時にコロンボの監獄で殺された後、サバラトナムが指導者となったが、彼は、86年5月に殺された。TELOが政策を決定する際には、下層カーストの影響力が強い。
- (10) パドマナーバーが1981年に創設した。EPRLFのメンバーには、ナラヴァルなどの下層カーストの者が多い。
- (11) パランダン・ラージャンが1987年に創設した。
- (12) タミル人ミリタントグループのスリランカ・イーラム革命組織(Eelam Revolutionary Organizers of Sri Lanka :EROS)の政党で1989年4月に公認された。
- (13) 中央高地の紅茶のプランテーションで働くタミル人労働者を支持母体に、トンダマンを指導者として1950年に成立した。

- (14) *1981 Census of Population.*
- (15) 1988年の州評議会選挙を機に公認された。
- (16) 全人口の0.3%を占め、ポルトガル人、オランダ人などヨーロッパ人とシンハラ人との混血の子孫である。以前は政治的力をもっていたが、1956年のシンハラ語公用語化法案成立以降多数のバーガーは海外へ流出し、現在政治的力はほとんどない。
- (17) ジャングルに生活する非定住的狩猟採集民であり、スリランカにおいて現存する最古の民族といわれている。しかし、現在は、シンハラ化、定住化が進んでいる。その数は少なく、人口統計にも載らないほどであり、政治的力はほとんどない。
- (18) ACTCの分派として1949年に成立した。創設者は、チエルヴァナーヤカム、ヴァンニヤシンハム、ナーガナーダン。
- (19) 1920年代から非バラモンの奴隸的精神からの解放を目指す社会改革運動を担ってきたラーマスワーミ・ナーアイッカルを指導者として1944年に成立した。
- (20) ラーマスワーミ・ナーアイッカルの独裁的な体質などに不満をもつ者たちにより、アンナードゥライを指導者として1949年に成立した。
- (21) Federal Party, *The Case for a Federal Constitution for Ceylon: Resolution Passed at the First National Convention of Ilankai Tamil Arasu Kadchi*, Colombo, 1951, p. 1.
- (22) Federal Party, *Ceylon Faces Crisis*, Colombo, 1957, pp. 29-32. なお、入植に関しては、林明「スリランカにおけるシンハラ・タミル民族間紛争——入植、教育、経済政策及びミリタントグループのカースト的基盤に焦点を当てて」(『文經論叢』〈弘前大学人文学部〉第31巻第3号〈人文学科篇XVI〉1996年2月)で論じた。
- (23) 1972年に成立。この政党に飽き足りない若者は、より急進的な組織の結成を目指した。
- (24) 国会議員選挙における北部・東部での当選者の政党および政党別の議席数は次ページの表のとおりである。
- (25) 南部のシンハラ人左翼学生を中心として1967年に成立した。89年に政府の取締まり強化により壊滅状態になった。
- (26) 本章のここまで議論は、Victor Gunewardena, "Impact of Internal Ethnic Conflicts on the Region: Sri Lanka Case," *Marga*, Vol. 8, No. 3, 1986を参考にした。
- (27) R. Cheran, "20 Years of Tamil Militancy: The Study of Tamil Militant Movements of Sri Lanka," unpublished, p. 5.
- (28) 林「スリランカにおける…」192~196ページ。
- (29) アンナードゥライの死後(1968年), DMK内の派閥対立から72年にラーマ

選挙区\選挙年	1947	1952	1956	1960.3月	1960.7月	1965	1970	1977
北 部								
カイツ	IND	TC	FP	FP	FP	FP	FP	TULF
ヴァッドゥコーダイ	ACTC	IND	FP	FP	FP	FP	ACTC	TULF
カンケーサントゥライ	ACTC	UNP	FP	FP	FP	FP	FP	TULF
マニバイ	—	—	—	FP	FP	FP	FP	TULF
コーパイ	ACTC	FP	FP	FP	FP	FP	FP	TULF
ウドゥビッディ	—	—	—	ACTC	ACTC	ACTC	FP	TULF
ポイント・ペドロ	ACTC	ACTC	CP	FP	FP	FP	FP	TULF
チャーヴァカッчエーリ	ACTC	ACTC	FP	FP	FP	FP	FP	TULF
ナッルール	—	—	—	FP	FP	FP	ACTC	TULF
ジャフナ	ACTC	ACTC	ACTC	IND	IND	ACTC	FP	TULF
キリノッチ	—	—	—	FP	FP	FP	ACTC	TULF
マンナール	IND	IND	FP	FP	FP	FP	FP	TULF
ムッライティーヴ	—	—	—	—	—	—	—	TULF
ヴァヴニヤ	IND	IND	IND	ACTC	ACTC	ACTC	FP	TULF
東 部								
セールヴィラ	—	—	—	—	—	—	—	UNP
トリンコマリー	ACTC	FP	FP	FP	FP	FP	FP	TULF
ムートゥル	UNP	IND	IND	FP	FP	FP	SLFP	UNP
カルクダー	IND	UNP	IND	FP	FP	UNP	UNP	UNP
バッティカロア	UNP	IND	FP	FP	FP	FP	FP	TULF
バッディリップ	IND	IND	IND	FP	FP	FP	UNP	TULF
アンパーライ	—	—	SLFP	SLFP	SLFP	SLFP	SLFP	UNP
サンマーントゥライ	—	—	—	—	—	—	—	UNP
カルムナイ	UNP	IND	FP	LPP	FP	IND	SLFP	UNP
ポットウヴィル	IND	UNP	FP	IND	IND	IND	UNP	TULF
総議席数	16	16	17	23	23	23	23	26
政 党 名								
ACTC (全セイロン・タミル会議)	7	4	1	2	2	3	3	—
FP (連邦党)	—	2	10	15	16	14	13	—
TULF (タミル統一解放戦線)	—	—	—	—	—	—	—	18
UNP (統一国民党)	3	3	0	—	1	2	3	8
SLFP (スリランカ自由党)	—	—	1	1	2	2	3	—
CP (共産党)	—	—	1	0	—	2	—	—
IND (独立系グループ)	6	7	4	4	2	—	1	—
LPP (セイロン民主党)	—	—	—	1	—	—	—	—

(注) (1) 「—」の意味は、「当該選挙区が存在していなかった」または、「当該政党が立候補者を立てなかつた」。

(2) ムートゥル選挙区では、1960年から70年まで、バッティカロア選挙区では、60年から77年まで、2議席が与えられた。

(3) 1978年以降、国会議員は、同表で記した選挙区より大きな選挙区から選出されることになった。

(出所) 筆者作成。

- チャンドランを党首とするアンナー・ドラヴィダ進歩連盟（ADMK）が分離し、AIADMKとなった。
- (30) A. Sivarajah, "Indo-Sri Lanka Relations and Sri Lanka's Ethnic Crisis: The Tamil Nadu Factor," in S. Kodikara ed., *South Asian Perspectives*, New Delhi: Sage Publications, 1990, pp. 139-141.
- (31) S. Kodikara, "Keynote Address: Geostrategic Perspectives of Indo-Sri Lanka Relations," in S. Kodikara ed., *Dilemmas of Indo-Sri Lankan Relations*, Colombo: S. W. R. D. Bandaranaike National Memorial Foundation, 1991, p. 27/N.M.M.I. Hussain, "The Role of Tamil Nadu in Indo-Sri Lankan Relations," a paper presented at a seminar (India's Role in South Asia) at Badaranaike Center for International Studies, Colombo, from 19th to 21st January 1990, pp. 13-14.
- (32) *India Today*, April 15, 30, 1996.過去の選挙データによれば、AIADMKとDMKは、平均して約35%の得票率、国民会議派は約20%の得票率を上げている。
- (33) *Lanka Guardian*, Vol. 9, July 1986.
- (34) *Lanka Guardian*, Vol. 10, June 1987.
- (35) *The Island*, June 3, 1987.
- (36) Ibid.
- (37) 最盛期には5万5000人いた。当初IPKFは、LTTEをほどなく制圧するとみられていたが、LTTEの予想以上の抵抗にあい、88年初頭に至っても、北部では一応の安定を作り上げたものの、東部に移動したLTTEの活動を完全に制圧することはできなかつた。
- (38) Hussain, "The Role of Tamil Nadu…," p. 6.
- (39) S. Kodikara, *Indo-Sri Lanka Agreement of July 1987*, Dehiwala: University of Colombo, 1989, pp. 207-211.
- (40) インド首相直属の諜報機関として1968年に創設された。
- (41) 北・東部州評議会選挙（1988年11月）における政党別議席数

政 党	議席数
EPRLF (イーラム人民革命解放戦線)	41
ENDLF (イーラム国民民主解放戦線)	12
SLMC (スリランカ・ムスリム会議)	17
UNP (統一国民党)	1
ボーナス議席	4
合 計	75

(出所) Kodikara, *Indo-Sri Lanka Agreement…*,  
p. 172より作成。

- (42) EPRLFの私兵。急場で作られた軍のため、LTTEに対抗できるだけの力がなかった。
- (43) *Indo-Sri Lanka Agreement to Establish Peace and Normalcy in Sri Lanka*, 1987.
- (44) *Provincial Councils Act 1987*.
- (45) Kodikara, *Indo-Sri Lanka Agreement*…, p. 125
- (46) Ibid., p. 127.
- (47) Ibid., pp. 130, 165.
- (48) Ibid., p. 152.
- (49) Ibid., p. 93.
- (50) Ibid., p. 124.
- (51) U.S. Committee for Refugees, *Sri Lanka: Island of Refugees*, Washington, D.C., 1991, p. 31.
- (52) Ibid., p. 31.
- (53) *Hindu*, May 15, 1992.
- (54) U.S. Committee for Refugees, *Sri Lanka*…, p. 29.
- (55) *Sunday Times*, March 1, 1992.
- (56) *Daily News*, March 13, 1992.
- (57) *Hindu*, May 22, 1992.
- (58) *Hindu*, May 25, 1992.
- (59) *Island*, June 14, 1992. なお、ゴーパーラスワーミは、1994年4月、DMKを脱党し、新生ドラヴィダ進歩連盟 (Marumalarchi Dravida Munnetra Kazhagam: MDMK) という政党を作った。
- (60) ヴァニア・カーストのグループは、1986年から政府職員や教育機関入学のリザベーションの要求運動を行ってきていたが、89年7月16日にラームドースを党首にしてPMKを創設し、91年の州議会選挙で1名を当選させた。
- (61) *Hindu*, Sep. 17, 1992.
- (62) 在スリランカ元インド大使のJ・N・ディクシットは、このようにタミル・ナードゥ州民の心情を思うがゆえにスリランカの民族問題に介入するということは、理性的動機ではないが、政治的には避けられない選択であったと述べている。Hussain, "The Role of Tamil Nadu"…, p. 1.
- (63) *Sunday Observer*, Nov. 22, 1992.
- (64) R. Thiranagama et al., *The Broken Palmyra*, Claremont: The Sri Lanka Studies Institute, 1990.
- (65) *Sunday Observer*, Nov. 29, 1992.
- (66) *The 4-Point Formula of 7 Tamil Political Parties and CWC Submitted to the PSC*, June 17, 1992.

(6) 1987年の州評議会法の制定により、州評議会（Provincial Council）の下に、市評議会（Municipal Council）、町評議会（Urban Council）、プラデシーヤ・サバー（Pradesheeya Sabha）などの地方評議会を置く地方自治制度が作られた。プラデシーヤ・サバーは、市、町評議会との対比上、「村落評議会」と訳しているが、近隣数十カ村を1単位として形成されており、1村落から成り立っているものではないことに注意しておく必要がある。